

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体※は1,000万円））を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

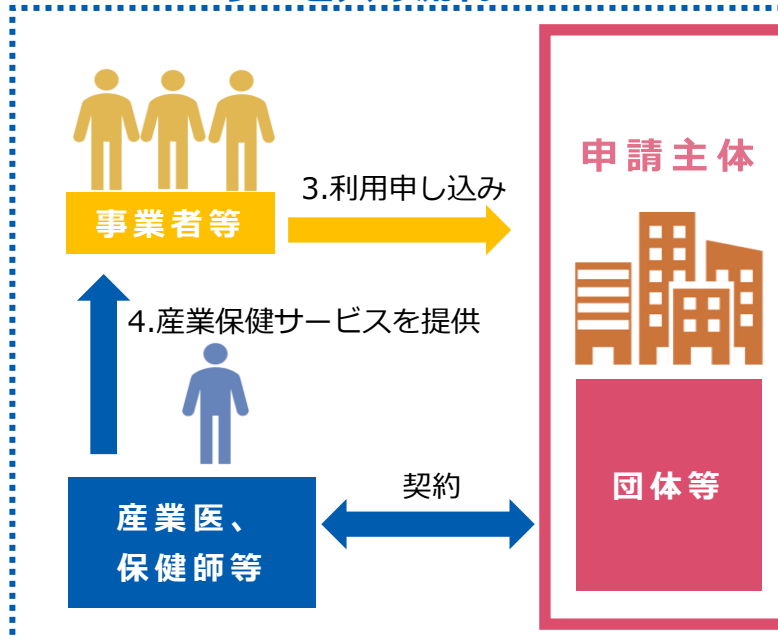
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

令和7年度より、以下が変更となりました

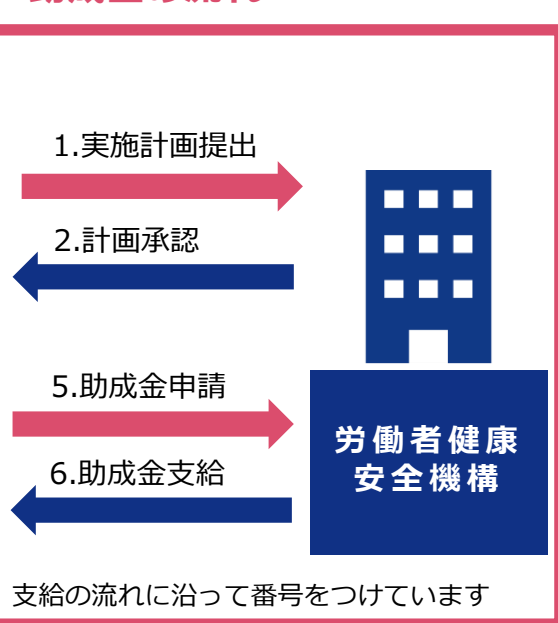
- ・対象となる産業保健サービスにストレスチェックの実施等を追加（50人未満の事業場に限り）。
- ・産業保健サービスごとの上限額を設定（金額は裏面をご確認ください）。 など

助成の仕組み

サービスの流れ



助成金の流れ



対象となる産業保健サービスや上限額

対象となる産業保健サービス

上限額（一定の要件を
満たした団体※の上限額）
※構成事業主が50以上であること等

① 医師、保健師等による ストレスチェックの実施及び集団分析 ※労働者数50人未満の事業場のみ対象	… 60万円（120万円）
② 医師、歯科医師による 健康診断結果の意見聴取	… 60万円（120万円）
③ 医師、保健師による 保健指導	… 60万円（120万円）
④ 医師による 面接指導・意見聴取	… 60万円（120万円）
⑤ 医師、保健師、看護師等による 健康相談対応	… 20万円（40万円）
⑥ 医療機関、事業場、両立支援コーディネーター等による個別 の労働者を対象とした 治療と仕事の両立支援	… 130万円（260万円）
⑦ 医師、保健師、看護師等による 職場環境改善支援	… 130万円（260万円）
⑧ 医師、保健師、看護師等による 健康教育研修、 事業者と管理者向けの 産業保健に関する周知啓発	… 20万円（40万円）

助成額は最大で各上限額の90%です。
産業保健サービスごとの上限額等の詳細な要件は、手引き等をご確認ください。

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請)	〆切：令和7年11月28日(金) 必着
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和8年1月23日まで）において、 提供されたサービスの費用＋事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間終了日の翌日を起算として30日以内 又は令和8年1月30日のうち、いずれか早い日 必着
5. 助成金の支給	令和8年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が
可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

